

海外大学病院及び医学部との交流協定締結数

定義

令和元年6月1日時点での、海外大学病院及び医学部との交流協定の締結数(その他、病院が主体部局である大学間交流協定を含む。)です。

算式

実数

当院の値(調査期間)

R1年度	12 件(6月1日時点)
H30年度	8 件(6月1日時点)
H29年度	6 件(6月1日時点)
H28年度	- 件(6月1日時点)

項目の解説

国立大学附属病院では、海外機関との交流のための枠組みを整備し、国際化の充実が求められます。日本側の締結の主体は大学病院であるものをカウントし、医歯薬や医学部が主体となる場合は、カウントしていません。一方、協定先の海外大学に関しては、大学病院及び医療系の学部に限らず、全ての学部を対象にカウントしております。

なお、平成29年度より定義の見直しを行ったため、平成29年度以降の数値を提示しております。